

○静岡県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

平成6年12月26日

規則第71号

静岡県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則をここに制定する。

静岡県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 聴聞（第2条—第15条）

第3章 弁明の機会の付与（第16条—第22条）

第4章 準用（第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 知事又はその補助機関たる職員で知事の権限に属する事務を委任されたもの若しくは法律上独立に権限を行使することを認められたもの（以下「行政庁」という。）が行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）その他の法律又はこれらに基づく命令の規定に基づいて行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続については、他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 聴聞

（聴聞の通知）

第2条 法第15条第1項の規定による通知は、様式第1号による聴聞通知書により行うものとする。

2 法第15条第3項の規定により掲示場に掲示する場合においては、様式第2号による聴聞公示通知書を掲示して行うものとする。

（聴聞の期日又は場所の変更）

第3条 行政庁が法第15条第1項の規定による通知をした場合（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。）において、やむを得ない理由があるときは、当事者は、行政庁に対し、当該やむを得ない理由を記載した書面を提出して、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 行政庁は、前項の規定による申出により、又は職権で、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（その時までに法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の規定による許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

（代理人）

第4条 法第16条第3項（法第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定による証明は、様式第3号による代理人資格証明書を行政庁に提出して行うものとする。

- 2 法第16条第4項（法第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第4号による代理人資格喪失届を行政庁に提出して行うものとする。

（関係人の参加の許可）

第5条 関係人は、法第17条第1項の規定による許可を受けようとするときは、聴聞の期日の4日前までに、様式第5号による聴聞参加許可申請書を主宰者に提出しなければならない。

- 2 主宰者は、法第17条第1項の規定による許可をしたときは、速やかに、その旨を当該関係人に通知しなければならない。

（文書等の閲覧）

第6条 当事者等は、法第18条第1項前段の規定により資料の閲覧を求めようとするときは、様式第6号による資料閲覧請求書を行政庁に提出しなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じた必要となった資料の閲覧の求めは、口頭ですることができる。

- 2 行政庁は、法第18条第1項の閲覧をさせるときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、行政庁は、聴聞の期日における審理のための当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。

- 3 行政庁は、第1項ただし書の閲覧の求めがあった場合において、当該審理において閲覧させることができないとき（法第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第22条第1項の規定により、当該閲覧の日時以後の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

（主宰者の指名）

第7条 法第19条第1項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。

- 2 主宰者が法第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、行政庁は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。
- 3 第3条第3項の規定は、前項の規定による指名をした場合について準用する。

（補佐人）

第8条 当事者又は参加人は、法第20条第3項の規定により補佐人の出頭の許可を受けようとするときは、聴聞の期日の4日前までに、様式第7号による補佐人出頭許可申請書を主宰者に提出しなければならない。ただし、法第22条第2項本文（法第25条後段において準用する場合を含む。）又は同項ただし書の規定により通知され、又は告知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって、既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

- 2 主宰者は、法第20条第3項の規定により補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

- 3 補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに打ち消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなす。

（聴聞の期日における陳述の制限及び秩序の維持）

第9条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するとき、その他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の期日における審理の秩序を維持するため、聴聞の期日における審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(聴聞の期日における審理の公開)

第10条 行政庁は、法第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めたときは、聴聞の期日及び場所を県公報に登載して公示するものとする。この場合において、行政庁は、当事者及び参加人（その時までには法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の規定による許可を受けている者に限る。）に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

2 前項前段の規定は、法令の規定により聴聞の期日における審理を公開すべき場合について準用する。

(陳述書の提出)

第11条 法第21条第1項の規定による陳述書の提出は、様式第8号による意見陳述書により行うものとする。

(聴聞の続行の通知)

第12条 法第22条第2項本文の規定による通知は、様式第9号による聴聞続行（再開）通知書により行うものとする。

2 法第22条第3項において準用する法第15条第3項の規定により揭示場に揭示する場合においては、様式第10号による聴聞続行（再開）公示通知書を掲示して行うものとする。

(聴聞調書及び報告書の記載事項)

第13条 法第24条第1項の調書（以下「聴聞調書」という。）には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合にあっては、第3号、第5号及び第6号に掲げる事項を除く。）及び作成年月日を記載し、主宰者がこれに職名を付して記名押印しなければならない。

(1) 聴聞の件名

(2) 聴聞の期日及び場所

(3) 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人並びに補佐人（以下「聴聞参加者」という。）の氏名及び住所

(4) 聴聞の期日に出頭しなかった聴聞参加者の氏名及び住所並びに当事者又はその代理人が聴聞の期日に出頭しなかった場合にあっては、出頭しなかったことについての正当な理由の有無

(5) 聴聞の期日における審理で説明を行った行政庁の職員の職名及び氏名

(6) 前号の審理で行政庁の職員が行った説明の要旨

(7) 聴聞参加者の陳述した意見（法第21条第1項の陳述書に記載された意見を含む。）の要旨

(8) 証拠書類等が提出された場合にあっては、その標目

(9) その他参考となるべき事項

2 聴聞調書には、書面、図面、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付してその一部とすることができる。

3 法第24条第3項の報告書（以下「報告書」という。）には、次に掲げる事項及び作成年月日を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

(1) 聴聞の件名

(2) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張及びその理由

(3) 前号の主張に理由があるかどうかについての主宰者の意見及びその理由

（聴聞調書及び報告書の閲覧）

第14条 当事者又は参加人は、法第24条第4項の規定により聴聞調書又は報告書の閲覧を求めようとするときは、様式第11号による聴聞調書・報告書閲覧請求書を、聴聞の終結前にあつては主宰者に、聴聞の終結後にあつては行政庁に提出しなければならない。

2 主宰者又は行政庁は、法第24条第4項の閲覧をさせるときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

（聴聞の再開の通知）

第15条 法第25条後段において準用する法第22条第2項本文の規定による通知は、様式第9号による聴聞続行（再開）通知書により行うものとする。

2 法第25条後段において準用する法第22条第3項の規定による通知の方法について準用する法第15条第3項の規定により掲示場に掲示する場合には、様式第10号による聴聞続行（再開）公示通知書を掲示して行うものとする。

第3章 弁明の機会の付与

（弁明書の提出）

第16条 法第29条第1項の規定による弁明書の提出は、様式第12号による弁明書により行うものとする。

（弁明の機会の付与の通知）

第17条 法第30条の規定による通知は、様式第13号による弁明の機会の付与通知書により行うものとする。

2 法第31条において準用する法第15条第3項の規定により掲示場に掲示する場合には、様式第14号による弁明の機会の付与公示通知書を掲示して行うものとする。

（口頭による弁明の聴取）

第18条 行政庁は、弁明を口頭であることを認めたときは、その指名する職員に弁明を録取させなければならない。

2 前項の規定により弁明を録取する者（以下「弁明録取者」という。）その他行政庁の職員は、弁明の日の冒頭において、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を弁明者（法第30条の規定による通知を受けた者（法第31条において準用する法第15条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）に対し説明しなければならない。

（弁明調書の記載事項）

第19条 弁明録取者は、弁明者が口頭による弁明をしたときは、次に掲げる事項を記載した調書（以下「弁明調書」という。）を作成し、これに作成年月日を記載し、及び職名を付して記名押印しなければならない。

- (1) 弁明の件名
- (2) 弁明の日時及び場所
- (3) 弁明の日時に出席した弁明者又はその代理人の氏名及び住所
- (4) 弁明者又はその代理人の弁明の要旨
- (5) 証拠書類等が提出された場合にあっては、その標目
- (6) その他参考となるべき事項

2 第13条第2項の規定は、弁明調書について準用する。

（弁明調書の提出）

第20条 弁明録取者は、口頭による弁明の終結後速やかに、弁明調書を行政庁に提出しなければならない。

（弁明書の不提出等の場合における措置）

第21条 行政庁は、法第30条の提出期限までに法第29条第1項の弁明書が提出されない場合又は法第30条に規定する弁明の日時に弁明者若しくはその代理人が出席しない場合には、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。

（準用）

第22条 第3条の規定は、口頭による弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同条第1項中「法第15条第1項の規定による通知をした場合（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。）」とあるのは「法第30条の規定による通知をした場合（法第31条において準用する法第15条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。）」と、「当事者」とあるのは「弁明者」と、「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第2項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第3項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、「当事者及び参加人（その時まで法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の規定による許可を受けている者に限る。）」とあるのは「弁明者」と読み替えるものとする。

2 第4条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同条第1項中「法第16条第3項（法第17条第3項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第31条において準用する法第16条第3項」と、同条第2項中「法第16条第4項（法第17条第3項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第31条において準用する法第16条第4項」と読み替えるものとする。

第4章 準用

（追加〔平成7年規則69号〕）

（静岡県行政手続条例に基づく聴聞等の手続への準用）

第23条 この規則の規定は、静岡県行政手続条例（平成7年静岡県条例第35号）第3章第2節及び第3節の規定に基づいて行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1条	法律上	条例上
	行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）その他の法律又はこれらに基づく命令	静岡県行政手続条例（平成7年静岡県条例第35号）その他の条例又はこれらに基づく規則
第2条第1項	法	静岡県行政手続条例（以下「条例」という。）
第2条第2項、第3条から第8条まで及び第10条から第15条まで	法	条例
第16条	法第29条第1項	条例第27条第1項
第17条第1項	法第30条	条例第28条
第17条第2項	法第31条	条例第29条
	法第15条第3項	条例第15条第3項
第18条第2項	法第30条	条例第28条
	法第31条	条例第29条
	法第15条第3項後段	条例第15条第3項後段
第21条	法第30条	条例第28条
	法第29条第1項	条例第27条第1項
第22条第1項	法第15条第1項	条例第15条第1項
	法第30条	条例第28条
	法第31条	条例第29条
	法第15条第3項後段	条例第15条第3項後段
	法第17条第1項	条例第17条第1項
第22条第2項	法第16条第3項	条例第16条第3項
	法第17条第3項	条例第17条第3項
	法第31条	条例第29条
	法第16条第4項	条例第16条第4項

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる様式中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

様式第 1 号及び様式 第 2 号	行政手続法	静岡県行政手続条例
様式第 4 号	行政手続法	静岡県行政手続条例
	同法	同条例
	第31条	第29条
様式第 5 号から様式 第 8 号まで	行政手続法	静岡県行政手続条例
様式第 9 号及び 様式第10号	行政手続法	静岡県行政手続条例
	同法	同条例
様式第11号	行政手続法	静岡県行政手続条例
様式第12号	行政手続法第29条第 1 項	静岡県行政手続条例第27条第 1 項
様式第13号	行政手続法第30条	静岡県行政手続条例第28条
様式第14号	行政手続法第31条	静岡県行政手続条例第29条
	同法	同条例

(追加〔平成 7 年規則69号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(静岡県米穀販売業者聴聞規則の廃止)

- 2 静岡県米穀販売業者聴聞規則（昭和26年静岡県規則第64号）は、廃止する。

(通訳案内業法施行細則の一部改正)

- 3 通訳案内業法施行細則（昭和24年静岡県規則第90号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(家畜改良増殖法施行細則の一部改正)

- 4 家畜改良増殖法施行細則（昭和26年静岡県規則第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(覚せい剤取締法施行細則の一部改正)

- 5 覚せい剤取締法施行細則（昭和27年静岡県規則第59号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正)

- 6 麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和31年静岡県規則第66号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(温泉法施行細則の一部改正)

- 7 温泉法施行細則（昭和48年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正）

- 8 毒物及び劇物取締法施行細則（昭和48年静岡県規則第57号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部改正）

- 9 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和50年静岡県規則第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成7年12月12日規則第69号）

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日規則第4号）

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和3年3月26日規則第5号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号(第2条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

聴 聞 通 知 書

第 号
年 月 日

様

行 政 庁 印

次のとおり聴聞を行いますので、行政手続法第15条第1項の規定により通知します。

聴 聞 の 件 名	
予 定 さ れ る 不 利 益 処 分 の 内 容	
不 利 益 処 分 の 根 拠 となる 法 令 の 条 項	
不 利 益 処 分 の 原 因 となる 事 実	
聴 聞 の 期 日	年 月 日 時 分から
聴 聞 の 場 所	
聴聞に関する事務を 所掌する組織の名称、 所在地及び連絡先	電話番号
聴 聞 の 主 宰 者	職 名 氏 名

備考

- 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 聴聞が終結する時までの間、不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 聴聞の期日には代理人を出頭させることができます。この場合には、代理人資格証明書を行政庁に提出してください。
- 4 聴聞の期日には、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができます。この場合には、聴聞の期日の4日前までに補佐人出頭許可申請書を主宰者に提出してください。
- 5 やむを得ない理由がある場合には、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 6 聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。
- 7 正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することがあります。

様式第2号(第2条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

聴 聞 公 示 通 知 書

不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、行政手続法第15条第3項の規定により、次のとおり公示します。

この掲示を始めた日から2週間を経過したときに、聴聞通知書が不利益処分の名あて人となるべき者に到達したものとみなされます。

なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付するので、申し出てください。

年 月 日

行 政 庁 印

聴 聞 の 件 名	
不利益処分の名あて人 となるべき者の氏名	
不利益処分の名あて人 となるべき者の住所	
聴 聞 の 期 日	年 月 日 時 分から
聴 聞 の 場 所	
聴聞に関する事務を所 掌する組織の名称、所 在 地 及 び 連 絡 先	電話番号

様式第3号(第4条、第22条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
代 理 人 資 格 証 明 書

年 月 日

行 政 庁 様

住 所	〔法人にあつては、その 主たる事務所の所在地〕
委任者	
氏 名	〔法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕 ⑩
住 所	〔法人にあつては、その 主たる事務所の所在地〕
受任者	
氏 名	〔法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕 ⑩
〔 氏名(法人にあつては、その代表者の氏名) を自署する場合は、押印は不要です。 〕	

委任者は、 年 月 日付け 第 号により通知のあつた次の 聴聞
弁明
について、受任者を代理人と定め、 聴聞
弁明
に関する一切の行為を委任します。

聴 聞 の 件 名 弁 明	
---------------------	--

(注) 不要な文字は、抹消してください。

様式第4号(第4条、第22条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
代 理 人 資 格 喪 失 届

年 月 日

行 政 庁 様

住 所 〔 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 〕
委任者
氏 名 〔 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 〕 ⑩

〔 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名) 〕
を自署する場合は、押印は不要です。

私の代理人は、 年 月 日付け 第 号により通知のあった 聴聞
弁明
第16条第4項
について、その資格を失ったので、行政手続法 第17条第3項において準用する同法第16条
第31条において準用する同法第16条第4項

第4項の規定により届け出ます。

聴 聞 の 件 名 弁 明	
代 理 人 の 住 所	
代 理 人 の 氏 名	

(注) 不要な文字は、抹消してください。

様式第5号(第5条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

聴 聞 参 加 許 可 申 請 書

年 月 日

主 宰 者 様

住 所

法人にあつては、その
主たる事務所の所在地

申請者

氏 名

法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名

次の聴聞に関する手続に参加することについて、行政手続法第17条第1項の規定による許可を受けたいので申請します。

聴 聞 の 件 名	
利 害 関 係 の 内 容	

様式第6号(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

資 料 閲 覧 請 求 書

年 月 日

行 政 庁 様

住 所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }

請求者

氏 名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 }

行政手続法第18条第1項前段の規定により、次のとおり不利益処分の原因となる事実を
証する資料の閲覧を請求します。

聴 聞 の 件 名	
閲 覧 し よ う と する 資 料 の 名 称 又 は 内 容	

様式第7号(第8条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
補佐人出頭許可申請書

年 月 日

主 宰 者 様

住 所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }

申請者

氏 名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 }

年 月 日付け 第 号により通知のあつた聴聞の期日に、次の補佐人とともに出頭することについて、行政手続法第20条第3項の規定による許可を受けたいので申請します。

聴 聞 の 件 名	
補佐人の住所	
補佐人の氏名	
補佐する事項	

様式第8号(第11条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

意見陳述書

年 月 日

主宰者様

住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

意見陳述者

氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け 第 号により通知のあった聴聞の期日への出頭に代
えて、行政手続法第21条第1項の規定により、次のとおり意見を陳述します。

聴聞の件名	
聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見	
添付する証拠書類又は証拠物	

様式第9号(第12条、第15条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

続 行
聴 聞 通 知 書
再 開

年 月 日

様

主 宰 者 ㊦

年 月 日に行った聴聞について、次のとおり聴聞を続行再開するので、

行政手続法第22条第2項本文の規定により通知します。
第25条後段において準用する同法第22条第2項本文

聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	年 月 日 時 分から
聴 聞 の 場 所	

様式第10号(第12条、第15条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

続 行
聴 聞 公 示 通 知 書
再 開

当事者 第22条第3項において
の所在が判明しないので、行政手続法
参加人 第25条後段において準用する同法第22

準用する同法第15条第3項の規定により、
条第3項の規定による通知の方法について

次のとおり公示します。

この掲示を始めた日 から2週間を経過したとき 続行 当事者
に、聴聞 通知書が に到達
再開 参加人

したものとなされます。

なお、 当事者 続行
参加人 に対しては、聴聞 通知書をいつでも交付するので、申し出てくだ
再開

さい。

年 月 日

主 宰 者 ㊟

聴 聞 の 件 名	
当 事 者 の 氏 名 参 加 人	
当 事 者 の 住 所 参 加 人	
聴 聞 の 期 日	年 月 日 時 分から
聴 聞 の 場 所	
聴聞に関する事務を 所掌する組織の名称、 所在地及び連絡先	電話番号

様式第11号(第14条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
聴 聞 調 書 ・ 報 告 書 閲 覧 請 求 書

年 月 日

主 宰 者
様
行 政 庁

住 所
請求者
氏 名

法人にあつては、その
主たる事務所の所在地

法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名

行政手続法第24条第4項の規定により、次のとおり閲覧を請求します。

聴 聞 の 件 名	
閲 覧 し よ う と す る 聴 聞 調 書 又 は 報 告 書 の 別	

(注)聴聞の終結前にあつては主宰者に、聴聞の終結後にあつては行政庁に請求すること。

様式第12号(第16条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
弁 明 書
年 月 日

行 政 庁 様

住 所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }

弁明者

氏 名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 }

行政手続法第29条第1項の規定により、次のとおり弁明します。

弁 明 の 件 名	
弁 明 の 機 会 の 付 与 に 係 る 不利益処分の原因 となる事実その他 当該事案の内容 についての弁明	
添付する証拠書類 又 は 証 拠 物	

様式第13号(第17条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

弁 明 の 機 会 の 付 与 通 知 書

第 号
年 月 日

様

行 政 庁 印

次のとおり弁明の機会の付与を行いますので、行政手続法第30条の規定により通知します。

弁 明 の 件 名	
予 定 さ れ る 不 利 益 処 分 の 内 容	
不 利 益 処 分 の 根 拠 と な る 法 令 の 条 項	
不 利 益 処 分 の 原 因 と な る 事 実	
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日
口 頭 に よ る 弁 明 の 機 会 の 付 与 の 有 無	
口 頭 に よ る 弁 明 の 機 会 の 付 与 の 日 時	
口 頭 に よ る 弁 明 の 機 会 の 付 与 の 場 所	

様式第14号(第17条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

弁明の機会の付与公示通知書

不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、行政手続法第31条において準用する同法第15条第3項の規定により、次のとおり公示します。

この掲示を始めた日から2週間を経過したときに、弁明の機会の付与通知書が不利益処分の名あて人となるべき者に到達したものとみなされます。

なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、弁明の機会の付与通知書をいつでも交付するので、申し出てください。

年 月 日

行 政 庁 印

弁 明 の 件 名	
不利益処分の名あて人となるべき者の氏名	
不利益処分の名あて人となるべき者の住所	
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日
弁明に関する事務を所掌する組織の名称、所在地及び連絡先	電話番号
口頭による弁明の機会の付与の有無	
口頭による弁明の機会の付与の日時	
口頭による弁明の機会の付与の場所	

様式第1号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（一部改正〔令和元年規則4号〕）

様式第2号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（一部改正〔令和元年規則4号〕）

様式第3号（第4条、第22条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（一部改正〔令和元年規則4号・3年5号〕）

様式第4号（第4条、第22条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（一部改正〔令和元年規則4号・3年5号〕）

様式第5号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（一部改正〔令和元年規則4号・3年5号〕）

様式第6号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（一部改正〔令和元年規則4号・3年5号〕）

様式第7号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（一部改正〔令和元年規則4号・3年5号〕）

様式第8号（第11条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（一部改正〔令和元年規則4号・3年5号〕）

様式第9号（第12条、第15条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（一部改正〔令和元年規則4号〕）

様式第10号（第12条、第15条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（一部改正〔令和元年規則4号〕）

様式第11号（第14条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（一部改正〔令和元年規則4号・3年5号〕）

様式第12号（第16条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（一部改正〔令和元年規則4号・3年5号〕）

様式第13号（第17条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（一部改正〔令和元年規則4号〕）

様式第14号（第17条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（一部改正〔令和元年規則4号〕）